

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和2年3月4日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	五百井真二
同	畑中一成

記

1 措置の通知

平成28年度定期監査（人権文化ふれあい部）の結果に対する措置

令和2年2月28日付け 八人第115号

平成29年度定期監査（総務部）の結果に対する措置

令和2年2月28日付け 八総第218号

令和元年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

令和2年2月21日付け 八教総人第1109号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成28年度実施人権文化ふれあい部定期監査の結果に対する措置等の内容
市民ふれあい課（現コミュニティ政策推進課）

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H31. 2. 15 までの取組等の内容	
<p>3 校区まちづくり協議会交付金に係る事務について</p> <p>(2) 校区まちづくり交付金は、地域がそれぞれの特性をいかしながら自主的、主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的援助を目的としているが、地域の実情に応じた自主的な活動を支援するためにより効果的なものとなるよう、定期的な検証を行い、交付金制度の充実に努められたい。</p>	措置状況	<p>4. その他（継続取組中）</p> <p>今年度は、校区まちづくり協議会の支援に関する検討会議において、校区まちづくり交付金の使用用途の拡大など、校区まちづくり協議会がより自主的な活動を行うための支援についての検討を行いました。</p> <p>今後も地域活動や校区まちづくり交付金に関する課題に対して、校区まちづくり協議会連絡会等で意見を聴取して検証を行い、引き続きマニュアルや手引きの改正や研修会を行い、自主的な地域活動につながるよう交付金制度の充実に努めてまいります。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>平成 30 年度に向けては衣類の購入、備品設置の際の提出書類について一部運用の変更を行いました。</p> <p>平成 31 年度に校区まちづくり協議会の制度設計について検討会議を行うことから、その中で校区まちづくり交付金制度の見直しについても検討を行います。</p>